

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>本年の改正における「書籍・雑誌に係る暫定措置の廃止」が入館料などの名目で利用者から対価を徴収している私立図書館や地域の児童文庫等の活動に影響を与える恐れが指摘されており、本年5月25日の政府答弁書において、当該措置の廃止は原則として私立図書館等の活動に影響を与えるものではないとした点を明確にすべきである。</p>
法改正を必要とする理由	<p>本年5月25日の「今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書」においては</p> <p>図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する私立図書館又は図書館法第二十九条第一項に規定する図書館と同種の施設が、これらの施設の利用者から、図書館法第二十八条に規定する入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収している場合において、当該対価が、書籍又は雑誌の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合には、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。)第三十八条第四項に規定する「料金」に該当しないものと解される</p> <p>と答弁されているところであるが、例えば(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)は著作権法第38条の適用除外は「▽営利を目的としない▽どんな名目でもお金などの入場料をとらない▽演奏する人や指揮者にギャラ(報酬)支払いがない」の全てを満たした場合に限られるとの見解を示しており、特に「どんな名目でもお金などの入場料をとらない」は前述の政府答弁書における「料金」の定義と矛盾している可能性が極めて高い。そのため、著作者又は著作者より権利の信託を受けた管理事業者による条文の解釈や、その解釈に基づく権利行使の態様によっては私立図書館や地域の児童文庫等の活動に影響を与える恐れはなお残存しているものと言わざるを得ず、図書館法第28条に基づく「対価」に関してはこれを明文で適用除外とするよう定めるべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第38条第1項及び4、<u>5、6項(5項新設、現5項を新6項に移動)</u> ※下線部分が追加箇所</p> <p>公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。<u>第五項に定めるものを除き</u>この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。</p> <p>(第2、3項省略)</p>

<p>改正条項及び内容</p>	<p>4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金(第五項に定めるものを除く。)を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。</p> <p>※ 現行の第 5 項を第 6 項に移動し、新 5 項を次の通り定める。</p> <p>5 <u>図書館法第二十八条に基づく入館料その他図書館資料の利用に対する対価は、本条における料金には該当しないものとする。</u></p> <p>(新 6 項省略)</p>
<p>団体名</p>	<p>知財系 BLOG 運営者会議</p>